

資料編

- ◇地域団体商標登録出願の流れ
- ◇Q & A
- ◇地域団体商標登録願の見本
- ◇北海道における地域団体商標の出願・登録状況
- ◇商品・役務区分表
- ◇主な相談窓口
- ◇『地域ブランド《必携》ガイドブック』の紹介

地域団体商標登録

Q&AのQ1 参照

出願

商標は地域の名称及び商品又は役務の名称等からなるものです。

類型1 例) ○○りんご、○○みかん

地域の名称 + 商品(役務)の普通名称

類型2 例) ○○焼、○○織

地域の名称 + 商品(役務)の慣用名称

類型3 例) 本場○○織

地域の名称 + 商品(役務)の普通名称 又は 商品(役務)の慣用名称 + 産地等を表示する際に付される文字として慣用されている文字

Q&AのQ2 参照

願書及び提出物件を提出してください。

(様式参照)

願書 商標

○○りんご

Q&AのQ3、4 参照

指定商品
「○○産のりんご」
出願人
○○農業協同組合

出願人が備えるべき要件は以下のとおりです

- ・法人であること
- ・事業協同組合等の特別の法律により設立された組合であること
- ・設立根拠法において構成員資格者の加入の自由が保証されていること

(例)
○○事業協同組合
○○農業協同組合
○○漁業共同組合 等

(提出物件)

組合等であることを証明する書面
(出願時必須)

Q&AのQ5 参照

地域の名称を含むものであることを証明する書類

(出願時必須)

Q&AのQ6 参照

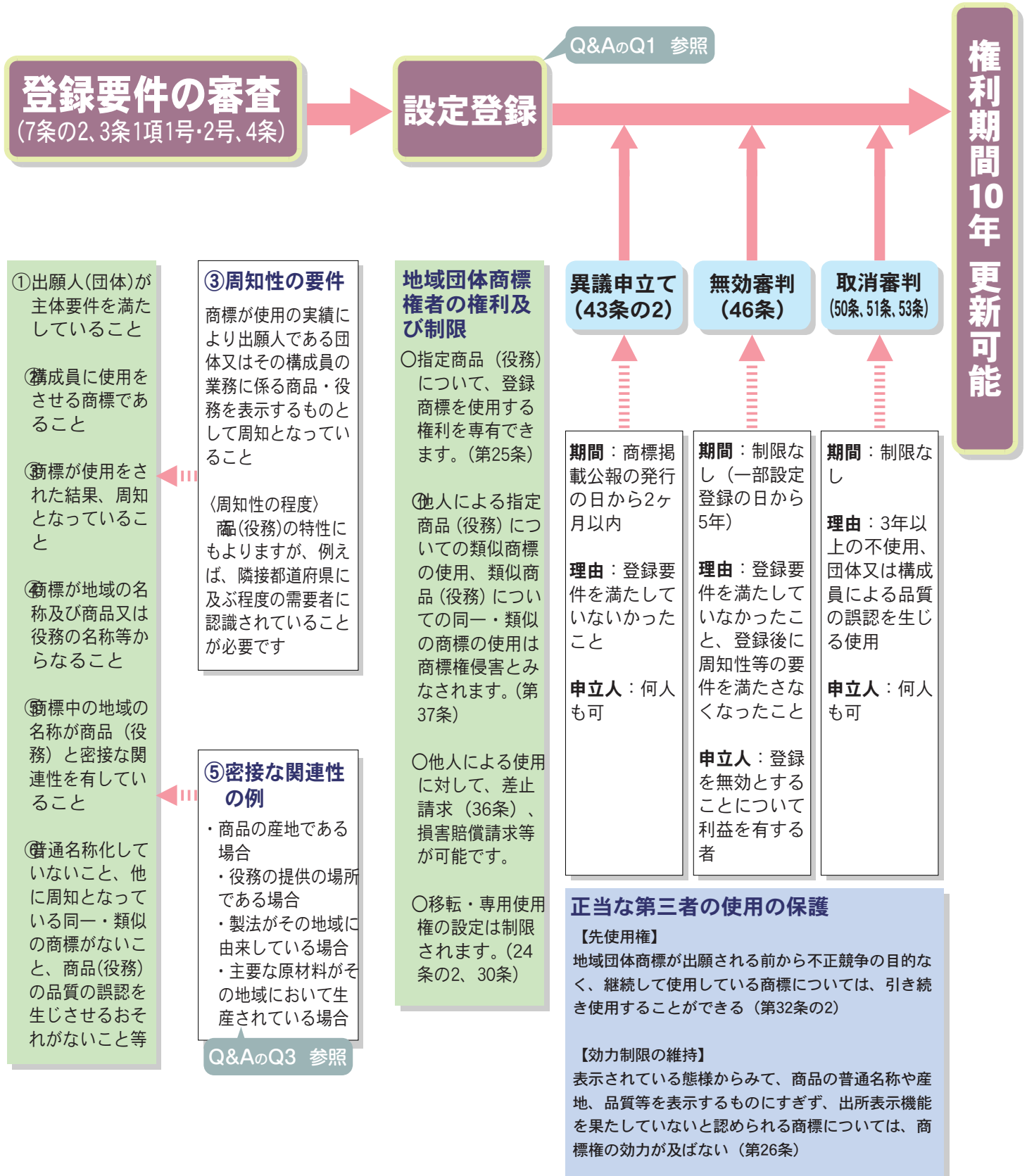
商標登録を受けようとする商標使用された結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていることを証明する書類

(出願時に提出することが望ましい)

Q&AのQ7 参照

出願の流れ

詳しくはP36からの
Q&Aをご参照下さい



Q&A

Q1 地域団体商標の出願料及び登録料はいくらですか？

A1 出願料は3,400+8,600円×区分数、登録料は37,600円×区分数です。書面で出願する場合には、別途電子化手数料として1件1,200円+（700円×書面の枚数）が必要になります。

Q2 「地域の名称」や「商品（役務）の慣用名称」にはどのようなものが含まれますか？

A2 「地域の名称」には、現在の行政区画単位の地名ばかりではなく、旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名等も含まれます。「商品（役務）の慣用名称」には、例えば、①商品「絹織物」「帯」について、「織」「紬」の名称、②商品「茶碗」「湯飲み」について、「焼」の名称、③商品「豚肉」について「豚」の名称、④役務「入浴施設の提供」「宿泊施設の提供」について、「温泉」の名称です。

Q3 指定商品（指定役務）はどのように記載すればいいのですか？

A3 指定商品（指定役務）は、地域の名称と商品（役務）の関係が明確になるように、

例えば、次のように、記載してください。

- ① 地域の名称が商品の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の△△（商品名）」と記載。
- ② 地域の名称が商品の主要な原材料の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の□□（原材料名）を主要な原材料とする△△（商品名）」と記載。
- ③ 地域の名称が商品の製法の由来地であれば、「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」と記載。
- ④ 地域の名称が役務の提供の場所であれば、「〇〇（地域の名称）における△△（役務名）」と記載。

ただし、②及び③の場合であっても商品の産地が特定できるときは、例えば、「〇〇（地域の名称）に由来する製法により〇〇（地域の名称）で生産された△△（商品名）」のように産地限定する必要があります。

Q4 指定商品（指定役務）は、これから使用を考えている商品（役務）についても認められるのですか？

A4 地域団体商標は、出願人又はその構成員が出願商標を使用した結果、需要者の間に広く認識されたものでなくてはなりません。

Q&A

したがって、指定商品（指定役務）は実際に商標を使用している商品（役務）であることが必要です。

Q5

「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」は、どのような書面を提出すればいいのですか？

A5

「登記事項証明書」及び「設立根拠法の写し」（正当な理由がないのに構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨（加入の自由）の定めを明示したもの）です。

なお、願書に設立根拠法及び加入自由を定めた条項を記載することで「設立根拠法の写し」の提出に代えることができます。

Q6

「商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類」は、どのような書類を提出すればいいのですか？

A6

地域の名称が商品の産地である場合を例にとると、出願人又はその構成員が商標中の地域名に相当する地域において商品を生

産・加工等をしていること、及び出願に係る商標をその商品について使用していることが把握できるものを提出することが必要です。

例えば、「商標、出願人の名称（又はその構成員の名称）及び商品が記載されているパンフレット・カタログ・新聞・雑誌等の記事」「組合員名簿」「内部規則」「公約機関等の証明書」です。

Q7

「商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」は、提出する必要はないのですか？

A7

出願に係る商標が、出願人又はその構成員による使用の結果、需要者に広く認識されたことを証明するために必要となる書類（Q8参照）は、出願人が有している資料ですから、審査を円滑に進めるためには、出願当初から提出していただくことが重要です。

Q&A

Q8

「商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」は、どのような書類を提出すればいいのですか？

A8

商標が需要者の間に広く認識されていること（周知性）の判断は、①使用開始時期、使用期間、使用地域、②生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模、③広告宣伝の方法、内容及び回数、④一般紙、業界紙又は雑誌等における記事掲載の内容、回数等を総合勘案して行います。したがって、その事実を証明する書類、例えば、①仕切伝票、納入伝票、注文伝票、請求書、領収書又は商業帳簿、②広告宣伝が掲載された印刷物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし等）、③一般紙、業界紙又は雑誌等の記事になります。なお、これらの証明する書類は、商標、出願人の名称（又はその構成員の名称）及び商品（役務）が記載されている等、出願人及びその構成員が出願に係る商標を指定商品（役務）に使用している事実を確認できるものであることが必要です。

Q9

地域の名称と商品（役務）の名称等の組み合わせ以外の商標については、地域ブランドとして登録できないのでしょうか？

A9

一般に使用されている地域ブランドには、地域の名称と商品（役務）の名称等からなる商標や、識別力のある文字又は図形等からなる構成の商標があります。改正後の商標法では、地域の名称及び商品又は役務の名称等のみからなる商標に限り、一定の要件を満たせば地域団体商標として登録を受けることができます。他方、識別力のある文字又は図形等からなる構成の商標については、他の登録要件を満たすことにより従来どおり通常の商標として登録を受けることができます。

Q10

同一の商標を同一、類似の商品（役務）に使用して周知性を獲得している団体が複数ある場合は、どの団体に登録されるのですか？

A10

複数の団体がそれぞれ周知性を獲得している場合は、このうちのひとつの団体が出願しても、登録を受けることはできません。ただし、それらの団体が共同で出願した場合には、登録を受けることができる場合があります。

地域団体商標登録願の見本

【書類名】 地域団体商標登録願

(【整理番号】)

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【商標登録出願人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【提出物件の目録】

【物件名】 商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面 1

【物件名】 商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類 1

【物件名】 商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類 1

当該箇所に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、設立根拠法の該当条文を記載すれば「設立根拠法の写し」は提出する必要はありません。

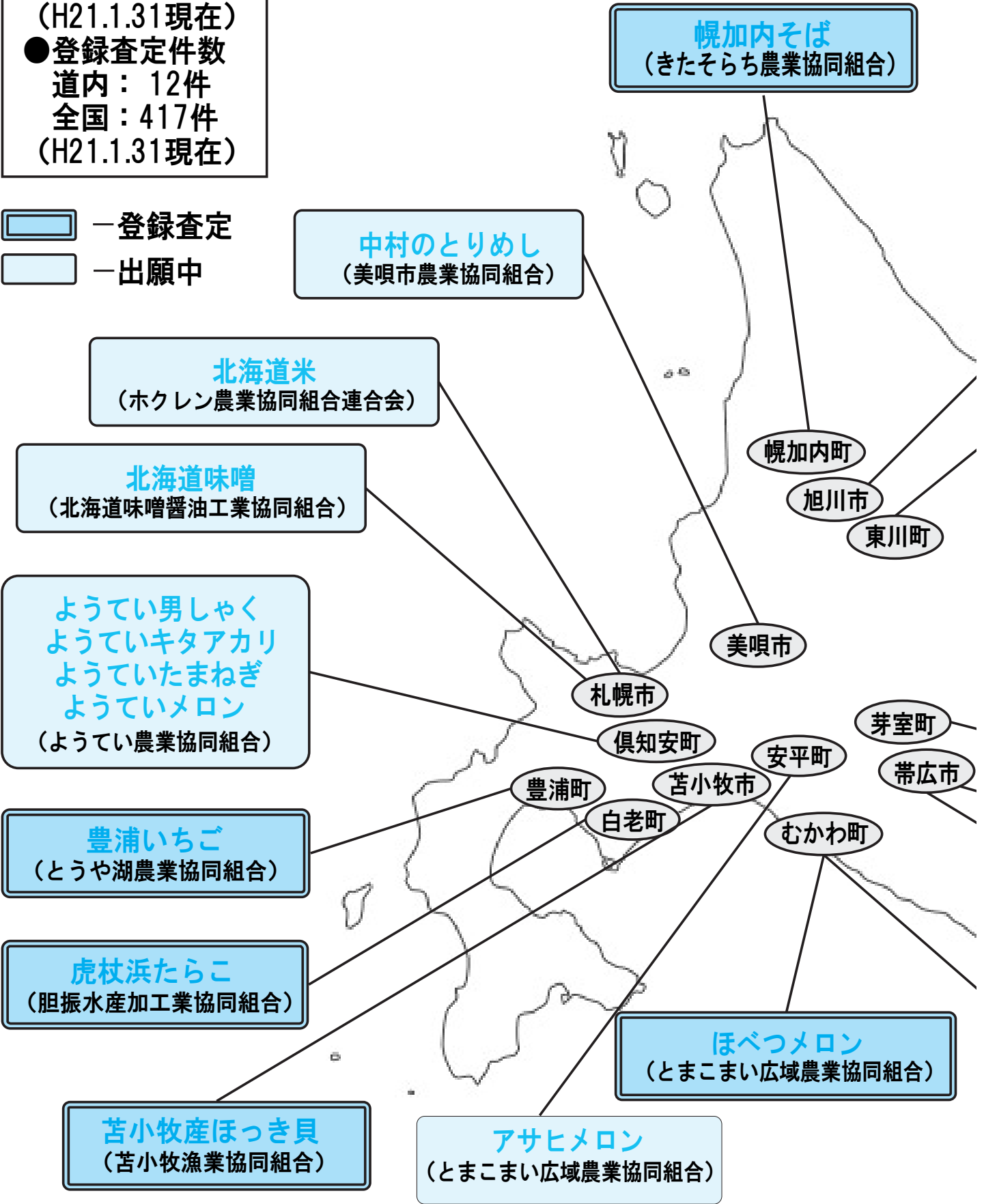
※記載例：

【法人の法的性質】 農業協同組合法第20条

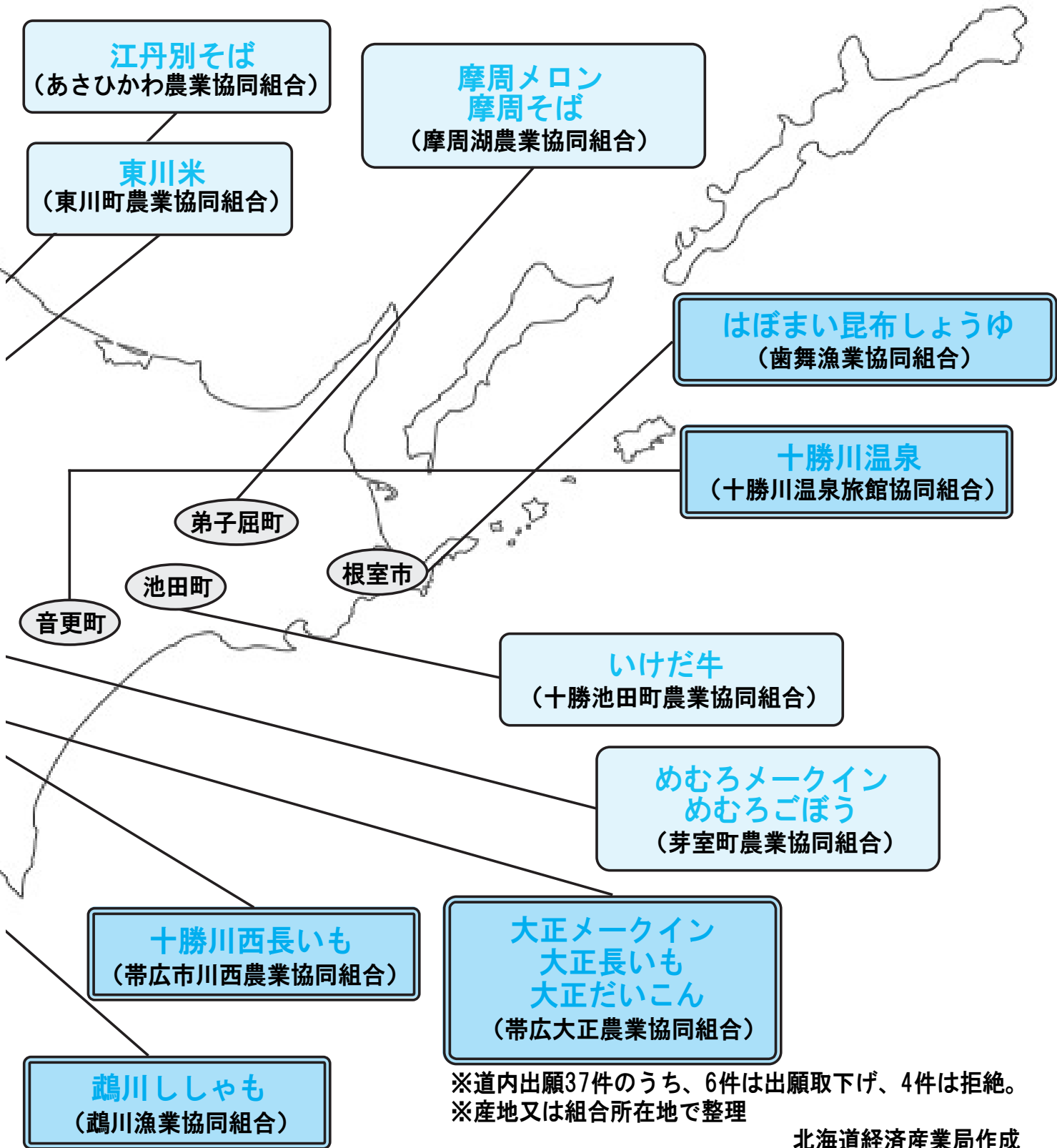
北海道における地

- 出願件数
道内：37件
全国：869件
(H21.1.31現在)
- 登録査定件数
道内：12件
全国：417件
(H21.1.31現在)

- 登録査定
- 出願中



域団体商標の出願・登録



※道内出願37件のうち、6件は出願取下げ、4件は拒絶。
※産地又は組合所在地で整理

北海道経済産業局作成

○商品・役務区分表

(商標法施行令第1条別表)

第 1 類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第 2 類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品
第 3 類	洗浄剤及び化粧品
第 4 類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第 5 類	薬剤
第 6 類	卑金属及びその製品
第 7 類	加工機械、原動機（陸上の乗物用のものを除く。）その他の機械
第 8 類	手動工具
第 9 類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
第 10 類	医療用機械器具及び医療用品
第 11 類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置
第 12 類	乗物その他移動用の装置
第 13 類	火器及び火工品
第 14 類	貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
第 15 類	楽器
第 16 類	紙、紙製品及び事務用品
第 17 類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
第 18 類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
第 19 類	金属製でない建築材料
第 20 類	家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの
第 21 類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
第 22 類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第 23 類	織物用の糸
第 24 類	織物及び家庭用の織物製カバー
第 25 類	被服及び履物
第 26 類	裁縫用品
第 27 類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第 28 類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第 29 類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第 30 類	加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料
第 31 類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
第 32 類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第 33 類	ビールを除くアルコール飲料
第 34 類	たばこ、喫煙用具及びマッチ
第 35 類	広告、事業の管理又は運営及び事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第 36 類	金融、保険及び不動産の取引
第 37 類	建設、設置工事及び修理
第 38 類	電気通信
第 39 類	輸送、梱包及び保管並びに旅行の手配
第 40 類	物品の加工その他の処理
第 41 類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第 42 類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第 43 類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第 44 類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
第 45 類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）、警備及び法律事務

注) 商標登録願にあたっては、商標法施行規則別表又は類似商品・役務審査基準に例示されている商品又は役務を参考に指定商品又は指定役務の記載をしてください。

○主な相談窓口

機関名	主な施策
<p>北海道知的財産情報センター 【住所】 札幌市北区北7条西2丁目 北ビル7階 【TEL】 011-747-1440 【URL】 http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/chizai/center/index.htm</p>	<p>知的財産の創造・保護・活用に関する様々なご相談に対応する総合窓口として、ワンストップでの相談サービスを5機関で提供しています（無料）。</p>
<p>① 経済産業省北海道経済産業局特許室 【TEL】 011-747-8252</p>	<p>出願・登録手続き等、産業財産権に関する相談・支援を行っています。</p>
<p>② (独)工業所有権情報・研修館札幌閲覧室 【TEL】 011-747-3061</p>	<p>特許や商標情報等の検索や端末の操作方法に関する指導・相談を行っています。</p>
<p>③ 北海道知的所有権センター 【TEL】 011-747-7481</p>	<p>特許情報活用支援アドバイザーによる特許情報活用の指導・相談を行っています。</p>
<p>④ (社)発明協会 北海道支部 【TEL】 011-747-7481</p>	<p>実務に豊富な経験を持つ担当者が相談に応じます。</p>
<p>⑤ 日本弁理士会 北海道支部 【TEL】 011-736-9331</p>	<p>毎週火・金曜日(14:00~16:00)に弁理士による無料個別相談を行っています（予約制）。</p>
<p>北海道知的財産情報センター 北見サテライト 北見工業大学地域共同研究センター内 オホーツク産学官融合センター 【住所】 北見市柏陽町603-2 【TEL】 0157-57-5677</p> <p>北海道知的財産情報センター 帯広サテライト (財)十勝圏振興機構(とかち財団) 十勝産業振興センター 【住所】 帯広市西22条北2丁目23番地9 【TEL】 0155-38-8850</p> <p>北海道知的財産情報センター 函館サテライト 北海道立工業技術センター内 (財)函館地域産業振興財団 【住所】 函館市桔梗町379番地 【TEL】 0138-34-2600</p>	<p>札幌の北海道知的財産情報センターとテレビ会議システムを通じて、商標・特許等の相談に応じるため、北見・帯広・函館地域に相談窓口を設置しています。</p>
<p>特許庁 【住所】 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号 【TEL】 03-3581-1101（代表） 【URL】 http://www.jpo.go.jp/indexj.htm</p>	<p>商標の出願書類を受付し、書類や内容に関する審査を行います。</p>
<p>日本弁理士会 【住所】 東京都千代田区霞が関3-4-2 【TEL】 03-3581-1211 【URL】 http://www.jpaa.or.jp/</p>	<p>商標等の産業財産権の唯一の専門家で、出願等権利取得までの手続きを代理出来ます。</p>

●ホームページ

<p>北海道知的財産戦略本部ホームページ http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/chizai/index.htm</p>	<p>知的財産に関する道内の取組・情報を一元的に提供しています。</p>
<p>特許電子図書館 (IPDL) http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl</p>	<p>公開された商標等の公報類を文献番号や各種分類等により検索できます。</p>
<p>商標について (特許庁) http://www.jpo.go.jp/index/shohyo.html</p>	<p>商標に関する情報が満載です。</p>

『地域ブランド《必携》ガイドブック』の紹介

本書は商標登録制度の解説に加え、地域ブランドに関係する皆様が、「自分のブランドは商標登録できるのか」「商標登録出願するために何をすればよいか」など、ご自身で確認・判断しながら地域ブランドにおける商標活用戦略をご検討いただくことができる内容になっています。



目次

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 第1章 商標登録で地域ブランドを守ろう | 3.2 商標出願・登録の流れ |
| 1.1 地域にとって重要な地域ブランドの保護 | 3.3 地域団体商標の登録要件とは |
| 1.2 地域ブランドにおける商標権の役割 | 3.4 通常の商標の登録要件 |
| 1.3 「地域団体商標」という新たな制度 | 3.5 想定される課題と対応の仕方 |
| 第2章 商標出願の前にすべきこと | 第4章 商標登録されたあとにすべきこと |
| 2.1 商標出願の前に確認すべきこと | 4.1 商標権の管理 |
| 2.2 商標登録のメリットと検討すべきこと | 4.2 地域ブランドの管理 |
| 第3章 商標出願するにあたってすべきこと | 第5章 地域団体商標登録ケーススタディ |
| 3.1 地域団体商標と通常の商標の違い | |

本書は、北海道経済産業局Webサイト
(http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/cb_book/index.htm) からダウンロードできます。

【問い合わせ先】

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課 特許室
TEL:011-709-2311 (代表:内線2586)、011-709-5441 (直通)
FAX:011-709-1786
E-mail:hokkaido-tokkyo@meti.go.jp